

岐阜県循環経済導入促進事業委託業務

プロポーザル公募要領

令和 7 年 5 月 1 3 日

岐阜県環境エネルギー生活部廃棄物対策課

岐阜県循環経済導入促進事業委託業務 プロポーザル公募要領

国においては、「循環経済を国家戦略に」をテーマとし、世界の潮流となっている、資源の価値を可能な限り維持し、循環的に利用する取組みである循環経済、いわゆるサーキュラーエコノミーの実現に向けた取組みを政府一体で進めている。

本県における循環経済を推進するためには、モノの生産・流通を担う動脈産業及び廃棄物の回収・処理を担う静脈産業における循環経済の理解促進を図るとともに、動脈産業・静脈産業間における連携構築が必要である。

このため、製造事業者及びリサイクル事業者等を対象に、循環経済の理解を深めるためのセミナー等を開催するとともに、生産コスト・品質コストといった具体的な悩みを解決でき先進ビジネスモデル環境配慮型商品の開発につながるワークショップ及び連携構築を目的とした交流会を開催する。

本事業の実施に当たり、事業者の企画力、知識等を活用することによって、より効果的・効率的に事業を実施するため、外部委託することとし、その委託先の選定に当たっては本事業に最も適した事業者と契約するため、公募型プロポーザル方式により広く提案を求めることとし、今般、事業者を募集する。

第1 募集の内容

1 委託業務名

岐阜県循環経済導入促進事業

2 業務内容等

別紙「岐阜県循環経済導入促進事業委託業務仕様書」のとおり

3 委託業務期間

契約締結日から令和8年3月19日まで

4 委託費の上限

3,279,100 円（消費税及び地方消費税を含む）

第2 プロポーザルに係る事項

1 参加者要件

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、その他法人又は法人以外の団体（以下「単独法人等」という）、あるいは、複数の法人等で結成した共同企業体であること。

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

②岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。

③岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れ、その他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置をプロポーザル参加申込期限の日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。

④岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザ参加申込期限の日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。

- ⑤会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をされた者（同法第 199 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 200 条第 1 項の規定による更生計画認可の決定（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けている者を除く）でないこと。
- ⑥民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをされた者（同法第 174 条第 1 項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ⑦破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。
- ⑧役員に次のいずれかに該当する者がいないこと。
- ・破産者で復権を得ない者
 - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- ⑨宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
- ⑩この業務に関して、⑪に定める共同企業体の構成員を兼ねている者でないこと。
- ⑪共同企業体で参加する場合、次の要件を満たす者であること。
- ・代表者は、構成員のうち出資比率が最大であること。
 - ・すべての構成員が、①～⑨を満たしていること。
 - ・いずれの構成員も、この業務の他の共同企業体の構成員を兼ねている者でないこと。

2 企画提案書の作成

本要領の様式 1～4 に沿って企画提案書を作成してください。

※JIS 規格 A4 縦型（一部 A3 版資料折込使用可）とします。

※使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。

- ・様式 1 「岐阜県循環経済導入促進事業委託業務 企画提案書」
- ・様式 2 「見積書」
- ・様式 3 「法人等概要書」
- ・様式 4 「誓約書」

3 プロポーザルの手続等

（1）スケジュール

項 目	日 程
① 公募要領等の配布	令和 7 年 5 月 1 3 日（火）～令和 7 年 6 月 1 2 日（木）
② 公募要領等に関する質問受付	令和 7 年 5 月 1 3 日（火）～令和 7 年 6 月 1 2 日（木）
③ プロポーザル参加申込受付期間	令和 7 年 5 月 1 3 日（火）～令和 7 年 6 月 1 2 日（木）
④ 企画提案書受付期間	令和 7 年 5 月 1 3 日（火）～令和 7 年 6 月 2 3 日（月）
⑤ プロポーザル評価会議	令和 7 年 6 月下旬～7 月上旬
⑥ 審査結果の通知・公表	令和 7 年 7 月上旬～中旬

（2）公募要領等の配布時間・場所

- ①配布日時 令和 7 年 5 月 1 3 日（火）～令和 7 年 6 月 1 2 日（木）正午まで
午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土日、祝祭日、振替休日を除く）
※最終日の 6 月 1 2 日（木）については、正午までとします。

②配布場所 岐阜県環境エネルギー生活部廃棄物対策課 資源循環推進係

(〒500-8570 岐阜市藪田南 2 丁目 1 番 1 号 岐阜県庁 9 階)

※公募要領等は、岐阜県ホームページ「入札・公売」－「公募型プロポーザル」からも入手できます。

(3) 公募要領等に関する質問書の受付及び回答の公表

①質問書受付期間

令和 7 年 5 月 1 3 日（火）～令和 7 年 6 月 1 2 日（木）正午まで

②質問書提出方法

プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書（別紙 1）を廃棄物対策課あてに郵送、ファクス又は電子メールにファイル（ファイル形式は、Microsoft Word としてください。）を添付し提出してください。

岐阜県環境エネルギー生活部廃棄物対策課 資源循環推進係

(〒500-8570 岐阜市藪田南 2 丁目 1 番 1 号)

F A X 058-278-2607

メールアドレス c11225@pref.gifu.lg.jp

③回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、岐阜県ホームページ「入札・公売」－「公募型プロポーザル」上にて公開します。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/proposal/>

(4) プロポーザル参加申込書の受付

①受付期間

令和 7 年 5 月 1 3 日（火）～令和 7 年 6 月 1 2 日（木）正午まで

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）

②提出方法

企画提案参加希望者は、参加申込書（別紙 2）を廃棄物対策課まで持参又は郵送にて提出してください。また、共同企業体を結成する場合は共同企業体同意書（別紙 3）を併せて提出してください。なお、提出は紙によるものとし、電子メールや電子ファイルの提出は受け付けません。

郵送の場合も、令和 7 年 6 月 1 2 日(木)必着となります。また、郵送の場合は、「特定記録郵便」等、必ず配達記録が残るものとしてください。

(5) 企画提案書等、書類の受付

①受付期間

令和 7 年 5 月 1 3 日（火）～令和 7 年 6 月 2 3 日（月）まで

②提出書類

ア 企画提案書（様式 1）

イ 見積書（様式 2）

ウ 法人に関する書類

(ア) 法人等概要書（様式 3）

(イ) 履歴事項全部証明書（提出日において発行日から 30 日以内のもの）

(ウ) 直近 3 事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの（団体の場合は、同様の内容がわかる資料）

※共同体として応募する場合、上記ウの（イ）を除く書類は、すべての者の分を提出してください。

- エ 誓約書（様式 4）
- オ 共同体構成員届出（共同体の場合）（様式 5）
- カ 共同体協定書の写し（共同体の場合）（様式 6）
- キ 委任状（共同体の場合）（様式 7）
- ク S D G s への取組みチェックシート（様式 8）

※構成員ごと、別様で提出してください。

③提出部数

8 部（正本 1 部、副本 7 部）

④提出方法

廃棄物対策課あてに持参又は郵送（必着）により提出してください。

持参による受付は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土日、祝祭日、振替休日を除く）、最終日 6 月 23 日（月）については、正午までとします。

郵送の場合は、「配達記録郵便」等配達記録が残るものとしてください。

⑤その他

県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

（6）プロポーザル参加に際しての注意事項

①失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 募集要項に違反すると認められる場合
- オ プロポーザル評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- キ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- ク 委託費の上限を超える見積額の提案を行った場合
- ケ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- コ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

②著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

③複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差替え若しくは再提出は認めません。（廃棄物対策課が軽微な変更等と判断した場合を除く。）

⑤返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負

担とします。

⑦その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとします。

ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成 12 年条例第 56 号）に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、後日通知する評価会議開催日前営業日の正午までに、辞退届（様式自由）を廃棄物対策課に持参又は郵送（必着）により申し出てください。

（７）見積書作成に当たっての注意事項

① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の 100 分の 10 相当する額を加算した額を見積書に記載してください。

② 見積書は、経費の内訳及び単価、数量等を明示して具体的に記載し、提案内容と整合するものとしてするものとしてください。

（８）プロポーザル関係書類の送付先・受付場所

岐阜県環境エネルギー生活部廃棄物対策課 資源循環推進係

（注意）上記の各種書類を、指定の方法のうち郵送にて提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話（058-272-8214）にて行ってください。

第３ 評価に係る事項

１ 評価方法

評価は、県が別に定める委員により組織された「岐阜県循環経済普及促進業務プロポーザル評価会議」において行います。

なお、プロポーザル評価会議における評価は、評価項目及び評価内容（別表）に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容をもとに、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら採点します。

ア 各構成員は、評価項目及び評価内容（別表）に基づき、提案ごとに点数評価を行う。

イ 各構成員は、各項目の配点の合計を 100 点満点として採点し、各評価会議構成員の評価点の合計が最も高い提案者を最優秀提案者とする。

ウ 上記イに関わらず、評価会議構成員の評価点の合計が、配点の合計(300 点)の 60%以上であることを最低基準とし、基準点（配点合計の 60 パーセント）に満たない提案者は選定の対象としない。

エ 順位点合計の最も高い提案者が複数いる場合は、提案金額の安価な提案者を高順位とする。

オ 順位点合計の最も高く且つ提案金額の最も低い提案者が複数いる場合は、くじ引きの上、最優秀提案者を決定する。

カ 提案者が 1 者のみの場合には、各構成員の総評価点の平均が基準点以上の評価を得た場合は、当該提案者を最優秀提案者とし、基準点未満の場合には再度公募を実施するものとする。

2 プロポーザル評価会議

①開催日時 令和7年6月下旬～7月上旬

②開催場所

岐阜県庁（岐阜市藪田南2丁目1番1号）

※開催日時・場所は予定であり、後日、改めて企画提案参加者に通知します。

③企画提案の制限時間

プレゼンテーション 20 分間

選定委員からの質疑 10 分間

④注意事項

- ・各提案者のプレゼンテーション開始時間は、後日通知します。
- ・プレゼンテーション参加者は、他参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ・指定の時間に遅れた場合には、審査対象とはいたしません。
- ・プレゼンテーションの際、新規に資料を追加すること及びパワーポイント機材等を使用することはできません。企画提案書の受付期間に提出した資料のみでプレゼンテーションを実施してください。

3 評価項目及び評価内容

別表「評価項目及び評価内容」のとおり

第4 選定に係る事項

1 最優秀提案者の選定

全評価会議構成員（3名）の「評価項目及び評価内容」に基づく評価点を算出し、各評価会議構成員の評価点の合計が最も高い者を最優秀提案者として、審議のうえ選定します。

なお、評価会議構成員の評価点の合計が、配点の合計(300点)の60%以上であることを最低基準とします。

2 評価点の合計点数が同点数の者が複数生じた場合

評価点の合計点数が最も高い者が複数生じた場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者として選定します。

なお、提案金額についても同額である者が複数いる場合は、くじ引きにより順位を決定します。

3 提案者が1者または無い場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該提案者を最優秀提案者とします。また、基準に満たない場合、または提案者がいない場合は再度公募を実施するものとします。

4 評価結果の通知及び公表

評価結果は選定後、速やかに参加者に通知するとともに、以下の項目を県のホームページ上で公表します。

①最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点

②全提案者の名称（申込順）

③全提案者の評価点（得点順）（提案金額を含む。提案者の名称は秘匿）

④最優秀提案者の選定理由

⑤評価会議委員の氏名

⑥最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

なお、提案者が2者の場合、③は公表しません。

第5 契約の締結

選定した最優秀提案者と県とが協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、最優秀提案者と県との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、提案された内容及び見積額が変わる場合があります。また、委託契約額は、県の予算の範囲内において、確定した仕様書の内容に基づく最優秀提案者の見積額とします。

なお、選定した最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において総合評価点が次に高い提案者（基準点を満たした者に限る）と協議を行います。

第6 業務の適正な実施に関する事項

1 法令等の遵守

受託者は、本業務を行うにあたり適用される法令等を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

3 個人情報の取扱い

受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年岐阜県条例第41号）、知事が保有する個人情報の保護に関する規則（令和5年規則第23号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

4 守秘義務

受託者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

第7 業務の継続が困難となった場合の措置について

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができます。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、

円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第8 その他

最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとします。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第9 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号（県庁舎9階）

岐阜県環境エネルギー生活部廃棄物対策課 資源循環推進係

T E L 058-272-8214（直通）

058-272-1111（内線 2963）

F A X 058-278-2607

メールアドレス c11225@pref.gifu.lg.jp

評価項目及び評価内容

以下の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を 100 点満点として採点し、各評価会議構成員の評価点の合計が最も高い提案者を最優秀提案者として、選定する。なお、評価会議構成員の評価点の合計が、配点の合計(300 点)の 60%以上であることを最低基準とする。

評価項目及び評価内容	評価点				
	優良	やや優良	普通	やや劣る	劣る
1 提案内容の妥当性（80点）					
（1）循環経済分野への理解等（10点）					
本事業を実施するにあたり、循環経済分野（サーキュラーエコノミー）について正確な知識を有しているか。	10	8	6	4	2
（2）業務の全体計画（10点）					
提案内容の全体を通して、本業務を理解し、事業目的等を的確に踏まえた提案になっているか。	10	8	6	4	2
（3）企画提案内容（40点）					
①これまでの実績やノウハウ、専門性が発揮されたものとなっているか。	10	8	6	4	2
②事業効果を高めるための独自の提案はあるか。	20	16	12	8	4
③事業のスケジュールは適切かつ効果的なものとなっているか。（無理はないか、実施時期は適切か）	10	8	6	4	2
（4）広報・集客（20点）					
関係機関への協力要請や、広報媒体の活用等、集客を拡大させるための十分な仕組みはとられているか。	20	16	12	8	4
2 事業主体の適格性（15点）					
（1）事業実施体制の確保（10点）					
危機管理体制含め、業務を適切かつ確実に実施できる体制を有しているか。また、県との連絡調整が迅速に実施できる体制を組んでいるか。	10	8	6	4	2
（2）事業費の妥当性（5点）					
事業費の積算は、効果的な企画等を実施する上で適切なものであるか。事業規模と大きく乖離はないか。	5	4	3	2	1
3 SDGsへの取り組みに関する評価（5点）					
「環境面の取り組み」（1点）「社会面の取り組み」（1点）「経済面の取り組み」（1点）といったSDGsの三側面への取り組みがなされているか。 ぎふSDGs推進パートナー登録制度の「シルバーパートナー」に登録されているか。（1点） ぎふSDGs推進パートナー登録制度の「ゴールドパートナー」に登録されているか。（2点）	5	4	3	2	1
合計（100点）					